

「開発協議」の概要について

◆島根県では、開発事業の実施にあたり、事前の「開発協議」制度を設けています。

この制度は開発事業に当たり県及び市町村の土地利用に関する法令等の担当部局と事前に協議し、必要な手続きや開発の際の留意点等を取りまとめて開発事業者にお知らせするものです。



◆開発協議の対象

面積：1ヘクタール以上

内容：宅地の造成や土石の採取等、土地の区画形質の変更を伴うもの

* 協議対象区域には、

- ・ 区画形質の変更がなくても事業計画の一部をなす区域（残置森林等）
- ・ 距離が離れていても事業計画が一体である区域（その事業のための残土処理場等）も含まれます。

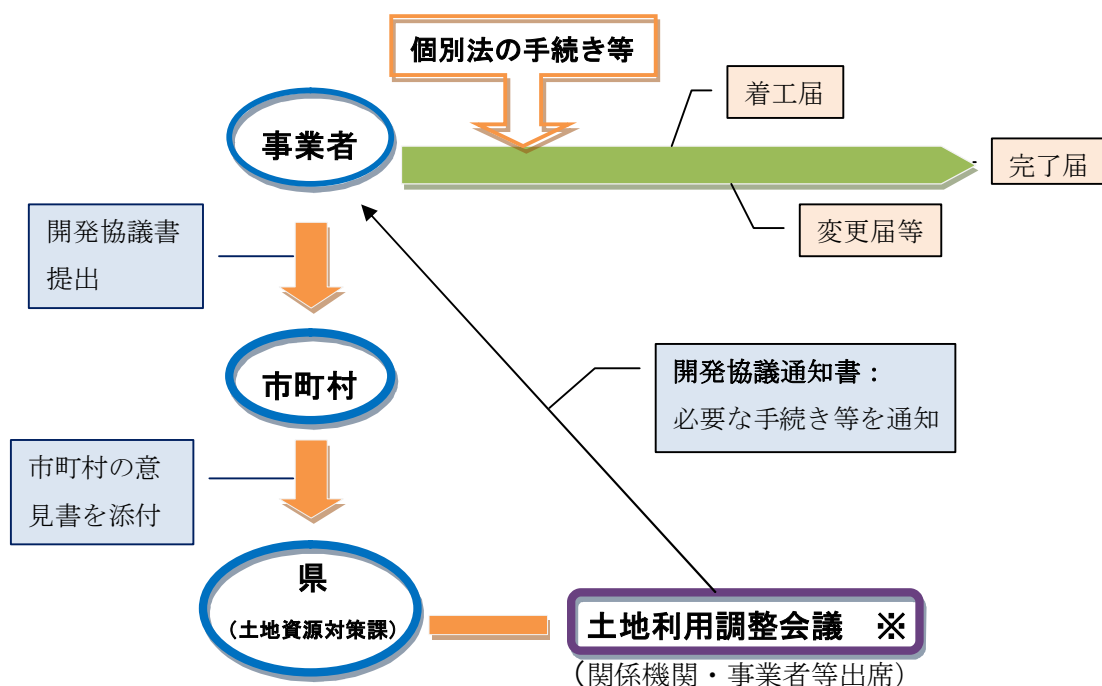
◆開発協議に必要な書類

・ 開発協議書

・ 添付書類

- ① 位置図・・・開発区域の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- ② 現況図、現況写真・・・開発区域及びその周辺の地域の現況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面及び写真
- ③ 計画平面図等・・・切土又は盛土の計画、施設の配置その他事業計画の概要を明らかにした図面
- ④ 公図の写し・・・開発区域及びその周辺の地域の土地の地番を示した公図の写し
- ⑤ 土地調書・・・開発区域内の土地の地番、地目、面積及び所有者を明らかにした書類
- ⑥ その他・・・計画説明や協議に必要な書類、図面

◆開発協議の流れ



※開発地の所在地区において、県の出先機関等による地区土地利用調整会議を実施します。更に一部の開発（保安林解除が必要等）については、県庁関係課による県調整会議も実施します。

- ◎土地利用調整会議では関係部局が集まり、事業者からの説明を受けた後、必要な手続き、留意点等を話し合います。
- ◎開発協議通知書は、開発協議を行うにあたって必要となる許認可や指導事項等をお知らせするものであり、事業に対する権利を保証するものではありません。別途、個別法担当課への許認可手続き、関係機関との協議等を行う必要があります。

◆その他

- ・開発協議は島根県土地利用対策要綱及び島根県土地利用対策要綱運用方針に基づき行われる制度です。県土地資源対策課ホームページでも開発協議制度の紹介をしています。
- ・開発協議書や各種届出用紙は県土地資源対策課ホームページからダウンロードできます。

◆問い合わせ先

- ・島根県地域振興部 土地資源対策課 土地審査・計画グループ
TEL 0852-22-5077
- ・各市町村（担当課一覧は県土地資源対策課ホームページに掲載しています。）